

複写サービスのご案内



自分のノートをコピーしたいのですが

図書館では「著作権第31条（図書館等における複製）」に基づいて複写サービスを行っています。図書館の所蔵資料のみ複写可能です。私物のノート等の複写はご遠慮ください。

今日の新聞をコピーさせてください



著作権法により図書館で複写できる範囲が決まっております。詳しくは、館内掲示またはスタッフにお問い合わせください。
※当日付の新聞は最新号となります。個々の記事の半分まで複写が可能です。



コピー機の運用が変更になったと聞きました

資料複写申込書を記入し、資料と一緒にカウンターまでお持ちください。スタッフが内容を確認いたします。（図書館資料であるか、利用者の調査研究のため、1人1部の提供であるか、コピーの範囲）ご不明な点はスタッフまでお問い合わせください。